

国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用
証内規の運用について

(昭和三十八年六月十八日館長決定第十四号)

改正	昭和六十一年	五月	三十日	館長決定第二号
	平成	元年	三月三十一日	第六号
	同	元年	九月二十九日	第九号
	同	八年	五月十一日	第二号
	同	十一年	十二月十六日	第六号
	同	十三年	三月二十九日	第二号
	同	十四年	三月三十一日	第二号
	同	十五年	九月五日	第五号
	同	十六年	三月十九日	第一号
	同	十七年	三月二十九日	第四号
	同	十九年	三月二十八日	第二号
	同	二十一年	四月一日	第四号
令和	二年	十一月	二十日	第五号

国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規(昭和三十一年六月十八日制定。以下「内規」という。)の運用についてを次のように定め、昭和三十一年六月十八日から施行する。

国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規の取扱いは、次のとおりとする。

1 内規第一条第一項第四号及び第二項第一号に掲げる非常勤職員とは、非常勤職員の職名に関する件(昭和四十八年館長決定第二号)第一項に掲げる職員及び国立国会図書館に客員調査員を置くの件(昭和五十二年館長決定第三号)の規定による客員調査員を

いう。

2 内規第一条第二項第一号に掲げる職員で議事堂内に勤務するものに対しては、内規第一条第一項第四号に該当する者として、一号記章及び身分証明書を交付することができる。

3 内規第一条第二項第三号に掲げる者については、国立国会図書館への出入りに関係のある部局(関西館及び国際子ども図書館を含む。以下同じ。)の長が、その必要を認めるとき、その者の氏名、年齢、住所、期間、理由その他の必要な事項を記載した二号記章交付願を提出し、館長の承認を受けるものとする。

4 内規第一条第七項に規定する内申は、次に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。

一 対象者の氏名及び略歴

二 功績の概要

三 その他参考となる事項

5 内規第一条第八項に規定する贈呈の記は、館長名によるものとし、被贈呈者の氏名、贈呈の理由、贈呈年月日及び通し番号を記し、被贈呈者が外国人であるときは、英訳文を添えるものとする。

6 一号記章及び二号記章の留金は、ネジ式、ループ式又はタイタック式とし、功勞記章の留金は、T字型、ネジ式又はタイタック式とする。

7 関西館の職員に係る一号記章及び身分証明書の交付(再交付を含む。以下同じ。)及び返納は、関西館総務課を経由して行うも

のとする。

8 行政及び司法の各部門の支部図書館の長及び兼任司書に対する記章等の交付及び返納は、総務部支部図書館・協力課を經由して行うものとする。

9 二号記章及び二号記章帯用証の交付及び返納は、総務部を除く部局の所掌事務の総合調整を行う課又は総務部の各課の庶務担当係を經由して行うものとする。

10 国立国会図書館記章及び職員身分証明書内規の運用について（昭和三十三年六月一日決定）は、廃止する。

改正文（昭和六十一年五月三十日館長決定第二号）抄

昭和六十一年六月一日から施行する。

改正文（平成元年三月三十一日館長決定第六号）抄

平成元年四月一日から施行する。

改正文（平成元年九月二十九日館長決定第九号）抄

平成元年九月二十九日から施行する。

附 則（平成八年五月十一日館長決定第二号）

本件は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成八年国立国会図書館規程第二号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成八年五月十一日）

附 則（平成十一年十二月十六日館長決定第六号）

本件は、国立国会図書館組織規程等の一部を改正する等の規則

（平成十一年国立国会図書館規則第六号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成十二年一月一日）

附 則（平成十三年三月二十九日館長決定第二号）

本件は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日館長決定第二号）

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月五日館長決定第五号）

本件は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月十九日館長決定第一号）

本件は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日館長決定第四号）

本件は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十八日館長決定第二号）

本件は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日館長決定第四号）

本件は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十一月二十日館長決定第五号）

本件は、令和三年四月一日から施行する。